

2009年度学習院大学史学会総会

第25回学習院大学史学会大会

期日：2009年6月6日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第1部 11:00～12:00

【第1会議室】

「戦国期岩城氏当主代行としての桂樹院(岩城親隆室)」

学習院大学大学院博士後期課程 山田 将之

【第3会議室】

「漢文墓誌からみる唐代ソグド人—李抱真を例に一」

学習院大学文学部 PD 共同研究員 福島 恵

第2部 13:00～14:00

【第1会議室】

「『家譜』から見る琉球医者の役職と位階」

学習院大学大学院博士後期課程 安藤 奈々

【第3会議室】

「聖界領邦末期サルツブルクにおける「ポリツァイ」とポリツァイ・アムト—統治理念と組織の間で—」

高崎商科大学非常勤講師 後藤 秀和

第3部 14:00～15:00

【第1会議室】

「百科事典と西周の百学連環にみる知の体系—江戸後期～明治初期の博物学—」

聖心女子大学非常勤講師 伊藤 真実子

・ 講演 【小講堂】

15:30～16:30

「都市平泉研究の問題点」

東北芸術工科大学教授 入間田 宣夫氏

16:45～17:45

「近代フランスにおける居住空間の変遷」

学習院大学文学部史学科教授 中野 隆生氏

・ 懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「戦国期岩城氏当主代行としての桂樹院(岩城親隆室)」

山田 将之氏

岩城氏とは、南奥羽の平(たいら)城を中心(現在の福島県いわき市周辺)に権力を有していた地域領主である。戦国期末の天正年間に、この岩城氏内に登場したのが本報告の中心となる人物、すなわち桂樹院という女性である。彼女は常陸国(現在の茨城県)に勢力を有していた佐竹義昭の娘であり、天文末～永禄年間の始め頃に、後に岩城氏当主となる岩城親隆のもとに嫁いだ。

さて、彼女が政治に関与する契機となったのは、永禄末～天正初めに発生した夫親隆の急病であった。『奥相茶話記』などの近世の編纂物の記録によれば、親隆は狂乱の病となり失政困難な状況に陥ってしまったという。この時嫡子常隆(1567～90)は、未だ幼?の身であった。したがって、この実質的な当主の不在という状況は、突如岩城氏が直面した家崩壊の危機であった。このような状況を受けて、桂樹院は立ち上がったのである。

彼女の活動は、天正4年(1576)以降彼女が発給した文書にて確認される。その内容は、岩城家臣や領内の寺社などに対する諸役賦課あるいは免除などであった。すなわち、発給文書から見る彼女の活動は、領主権限に関わるべき重要なものだったのである。

そこで今回注目する1つが、上記のような権限を行使し得た桂樹院の立場とは、一体どのようなものであったのかという問題である。これを考える上で、重要なのが本来の後継ぎであった息子常隆との関係である。発給文書に基づく桂樹院の政治活動期間は、天正4年(1576)2月～天正11年(1583)8月までとなる。この時、正式な後継ぎである常隆は、その発給文書の初見から天正6年(1578)12月には、遅くとも元服していたことが確認される。よって、常隆元服以降2人が並立していた期間について両者の発給文書の内容比較する事により相互関係について検討を試みた。その結果並立期間に関しては、領内支配に関する部分を桂樹院が、一方軍事関係や対外的な部分に関しては常隆が、というように当主権限を分掌していたという実態が浮かび上がってきたのである。

ところで、桂樹院発給文書の特徴として、一部「親隆」という夫名の黒印を使用した印判状の存在が挙げられる。この印判状の内容に注目してみると、全て領内支配関係に使用されている事が判明する。すなわち、「親隆」黒印印判状によって桂樹院は領域支配を実現していたのである。したがって、彼女の権力の性格を考える上でこの一連の親隆黒印印判状は、注目すべき重要な史料である。このような夫名義の印判を使用した文書発給という手法は、戦国期他地域において同様に政治関与をしていた他の女性領主には見られない。よって、この桂樹院の支配の様相を検討する事は、戦国期女性による当主権限代行の実態を考える上で、新たな事例を提供する事になる。さらにまたなぜこのような形式で支配を行ったのか、あるいは行わざるをえなかったのか、その要因を探ることで桂樹院が岩城

氏当主代行として果たした役割が見えてこよう。

「漢文墓誌からみる唐代ソグド人—李抱真を例に一」

福島 恵氏

報告者は、これまで墓誌を主要な史料として、ユーラシア東方におけるソグド人の活動について研究してきた。本報告では、ソグド人の中でも、代々涼州武威のソグド人聚落を統率したソグド人の名門「武威の安氏」の出身で、安史の乱以降、肅宗・代宗期に武人として活躍した李抱真という人物に注目する。

武威の安氏は、ソグド人の中で最も長い、北朝～五代期までの約 350 年間に追うことのできる一族である。そもそも、涼州武威は、中国と西域とを結ぶいわゆるシルクロードの拠点として発達していた場所で、彼ら一族は北魏あるいは北周期から、この涼州武威に定住し「薩宝」の役割を果たしていたとされる。この「薩宝」とは、「隊商のリーダー」を示すソグド語 *sartpaw* の漢字音写で、北朝期には「ソグド人聚落の統治者」を指し、唐代には「教および教徒の管理者」を指すと考えられている。すなわち、武威の安氏は、おそくとも北周期以降、商業を主な生業とする武威のソグド人聚落を取りまとめる役割を果たしていたと推測されるのである。この武威の安氏は、隋末唐初にかけては、唐の建国の功臣となった安興貴・安修仁の兄弟を輩出し、また次の世代である安元寿は、太宗李世民的昭陵に陪葬される名誉を得るなど、名族としての地位を維持し続けた。彼らは、交易活動を行う一方で、このころになると唐王朝の武人として聚落の民を率いて従軍するようになっていたのである。

この安元寿の次世代で、この一族の重要なターニングポイントとなるのが、本報告で扱う李抱真の世代である。李抱真は、同族の李抱玉に従って、安史の乱の平定に軍人として活躍した人物である。史書によれば、この安史の乱の際、李抱玉は乱の首謀者安祿山と同姓であることを恥じて、肅宗から国姓の「李」を賜わり、その後代宗の時には、本貫を長安への移すことも願い出て認められ、抱真を含む一族すべてが李姓に改めたという。これは、武威の安氏が、代々統括してきたシルクロード交易の拠点である涼州武威を離れ、ソグド人特有の姓である安姓も失ったのであって、史料上ではいわゆるソグド人の独自性を失い、中華民族の中へと吸収されたとみることができる。抱玉の死後、抱真はこのあとを継ぎ、唐王朝の武人として、僕固懷恩の乱・朱泚の乱の鎮圧に大いに活躍した。この李抱真の動向を分析することによって、シルクロードの拠点を離れた後のソグド人の活動の様相を知ることができるのである。

この李抱真の動向は、主に新旧唐書の列伝・墓誌・徳政碑から知ることができる。本報告では、この 3 史料を比較検討することによって、その性格を明らかにすると共に、李抱真の働きを検証し、唐後半期のソグド人の存在状況の一事例を明らかにするものである。

『家譜』から見る琉球医者 of 役職と位階

安藤 奈々氏

近世琉球史において対外関係史の蓄積は厚く、薩摩藩の領分の側面（幕藩制支配）と中国との対外関係（冊封朝貢関係）をトータルにとらえる従属的二重朝貢国とみる捉え方が提起されるなど一定の成果をあげてきた。しかし、近世琉球社会の特徴、内部構造についての研究は対外関係史に比して厚いとは言えず、よく明らかになっていない点も多い。

今回の報告では医者 を題材として、役職と位階昇進について考察する事が目的である。

近世琉球の位階制度は、正従一品から正従九品までの十八の品位階、および王子・按司・三司官・申口などの二十の位階があり、日本国内のそれとは意味合いが異なる事を最初に断っておく。これらは王子から平民にいたるまで一定の年齢に達すると、願い出によって取得できる位階で、琉球の特色といえよう。家格や勲功のいかんによっても位階昇進に差が出たが、原則として長幼の序で並列した。若いうちは位が低く、年をとるにつれて位があがる。しかし、実際は家格によって大きく昇進が左右されていた。

使用する史料である『家譜』とは、系図であり、各家の血統と各人の経歴などを記載するもので、巻頭には血統継承を示す世系図が挙げられ、本文すなわち記録には各人につき、名前・生死・血縁関係・元服・結婚・出産・叙位・仕官などの経歴を年月順に記録してある。系図座が設置された一六八九年（尚貞二十一）に首里、那覇・泊、久米村に居住していた士族に対して編纂するように命じられた。家譜を持つものを系持ち・士族と称され、持たないものは無系・百姓と呼ばれていた。士族の中でも、家格の高い譜代家と、低い新参家に分けることができた。

かつての琉球では平民は医者になることができなかったが、尚敬在位期（一七一三～一七五一）に士族・平民の区別無く医者になることが許可される布達が出たことにより、こうした状況は一変し、王府抱えの医者となることで無系から那覇・泊新参士族へと取り立てられる人々が出てきたのである。

医者 of 役職と家格の関係、譜代家と新参家の医役就任傾向の違いについて、検討を行った結果、医役就任傾向は出来上がっており、大きく括ってみるならば、那覇・泊系士族は下庫理御番医者を中心に任命され、そこから離島医者に就任する事例が多い。反対に首里士族が離島医者になることは稀であり、特に首里譜代士族は下庫理御番医者 を起点とし、典医への道が開けていた。医道の面においても出自により位階・役職昇進に違いが見られたのである。

さらに同じ那覇・泊系士族で多く見られる職業である、那覇筆者等と医者 of 位階上昇を比較した結果、医者 of 場合は他の職業では見られない上昇が確認できた。医者 of 場合、王府へ献金するだけでなく、種痘など新技術・知識の導入によりひろく琉球社会へ貢献した場合、さらに琉球王府の対外政策と密接にかかわった場合は位階が上昇していたのである。

無系とよばれる平民身分から、医療という知識と技術により士族に取り立てられ、彼ら

が従来の士族より位階昇進を果たしたことは、琉球身分制度による封建社会改造の一段階であったと捉えられよう。

「聖界領邦末期サルツブルクにおける「ポリツァイ」とポリツァイ・アムト
—統治理念と組織の間で—

後藤 秀和氏

神聖ローマ帝国の一領邦サルツブルクはカトリックの聖職者である大司教が支配する聖界領邦であった。その聖職者支配が終焉を迎えるのは一八〇三年二月十一日。この日、対仏戦争の結果を受けて大司教ヒエロニムス・コロレドが世俗領主権を放棄し、ハプスブルク家出身のトスカーナ大公フェルディナントが新設されたサルツブルク選帝侯位に就いた。その直前、一八〇三年の元旦にサルツブルク市で一つの文書が発行された。「一八〇二年のサルツブルクにおけるポリツァイの状態の回顧」である。

これまで主としてドイツ法制史の分野で研究されてきた「ポリツァイ」であるが、一九九〇年代より近世史を統合しうる切り口として注目を集めるようになってきている。研究史が述べるところ、現代において「警察」と訳されるこの言葉は、その言葉が使われ始めた中世末期には「公共体の善き秩序」を意味していた。また、神聖ローマ帝国の形骸化と領邦レベルでの主権国家体制の浮上にあわせて、「善き秩序」を創出し維持する「統治」あるいは「法」という意味でも用いられた。一八世紀初頭になるとポリツァイは新しい内容を持つようになる。ある一定の分野を管轄する「組織・官庁」となり、さらにその管轄が行政全体から「内政」あるいは「治安」分野へ縮小したとされる。

ところが、近年刊行が相次いでいるポリツァイ法令史料集を用いた研究はこうした行政システムの発展史という理解に再考を促している。領邦と帝国、領邦と都市との関係の中で相互に典拠を求め合いつつ、地域の状況に合わせて改変と伸縮を繰り返したポリツァイ法令およびポリツァイ概念は、近代国家行政の起源として位置づけるよりも、同時代の社会的現実を読み取るキー概念として扱う方が良いという考え方が提示されている。

こうした研究の新潮流を引き受けつつサルツブルクに目を向けた場合、ポリツァイ研究の対象が一六世紀前半に限定されていることがわかる。一六世紀以降、ポリツァイの名を冠する法令が発布されていないことが近世末期を研究する上で障害となっていたのだ。

そこで、本報告では従来ポリツァイ研究で用いられることが稀な「法令」以外の政府文書である「公告」や「回顧」を史料として採用した。まず、ポリツァイを管轄する官庁が一八〇〇年末にようやく設置されたこと、さらにポリツァイが食糧の安定供給や価格維持など経済分野を包括しており、治安分野への重点移動や概念縮小がなかったことが明らかにされた。

それまで、ポリツァイ関連法規は領主の名と帝国国制に基づく肩書きによって発布されていた。だが、フランス軍の侵入と大司教の亡命により代理政府は自らの「ポリツァイ＝善き統治」を新たな論理で正当化しなければならなくなった。ポリツァイ局の設置と「回顧」のようなタイプの文書の発行はこうした近世末期の変化を示すものと言えるだろう。

「百科事典と西周の百学連環にみる知の体系—江戸後期～明治初期の博物学—」

伊藤 真実子氏

明治初年、文明開化という言葉で近代化＝西洋化がすすめられた。御一新、すなわち変化、新しさが流行したが、他国の文化、思想、学問の受容は、明治に入って初めてのことでない。それ以前にも、中国からの文化の流入や、江戸時代の蘭学の受容などがあった。

江戸時代には、『和漢三才図会』が編纂され、またある種の百科事典と言える『和名類聚抄』は幾度も活版されたが、これらの名前に象徴されるように、日本の百科事典は翻訳をその起因とした。

百科事典は、ある体系、秩序をともなう知であり、その当時、その国、地域社会の分化、価値観、世界観、慣習、思想、学問体系、流行などを反映している。すなわち百科事典の翻訳は、外国の学問、知識の翻訳であり、文化の翻訳である。そこには日本の価値観、要素にないものを導入する際には、どのように対処したのかという翻訳の問題がある。

江戸後期、幕府は天文方に和蘭書籍和解御用を設置し、ショメル『百科全書』の翻訳に着手する。その翻訳は『厚生新編』と題され、刊行することによる啓蒙を目的として編纂された。その際、ある事項について原書にある説明の翻訳よりも、按文（解説）の方が長い場合が多かった。たとえば、紙の製法については、李『本草綱目』、謝在がツ(木+兀)『五雑組』、宋応星『天工開物』、新井白石『東雅』、『日本書紀』、『和名類聚抄』などを引用することによってヨーロッパのみならず、中国、日本における紙やその製法についての説明がなされた。このように翻訳とは、元の意味とのズレ、差異があらわれてくることであり、ズレ、差異の末梢ではなく、それが明白になることであった。

明治初期、政府はチェンバースの『Information for the people』を『百科全書』として翻訳に着手する一方、日本における類書の編纂の必要性から『古事類苑』の編纂も開始した。『百科全書』が項目のみの翻訳で、必要なものから翻訳、刊行する方針であったのに対し、『古事類苑』は国学者、漢学者を中心に類聚形式により編纂された。これは欧米の学問の翻訳を、今、現在の学問と位置づけ、類聚のような文献考証的書き方を国粹的、古い書き方として分けて考えていたことのあらわれである。

幕末、オランダへ留学し、日本人として初めて西洋の近代人文科学を学んだ西周は、帰国後エンサイクロペディアを百学連環と翻訳し、自身の秀英塾で「百学連環」と題する講義をおこなった。ひとつひとつの学問の独立性を説きつつも、それぞれが連環しあい、体系だっているという構想の上にたつ学問講義であった。西は、欧米の学問の流入を前にして、既存の学問を踏まえつつ、諸学問の体系化を構想することで対処しようとしたのである。これは、官学としての洋学の扱い方であり、日本の国家像と結び付けての構想であった。

●講演要旨

「都市平泉研究の問題点」

入間田 宣夫氏

都市平泉が陥落してから二〇日ほどを経ているにもかかわらず、北奥羽の地に止まりつづける鎌倉殿頼朝のもとに、中尊・毛越寺らの住僧らは、使節を派遣して、寺塔ならびに寺領の安堵を願い出た。そのさいに、提出された「清衡已下三代造立堂舎」のリスト、すなわち「寺塔已下注文」が、『吾妻鏡』文治五年(一一八九)九月一七日条に引用されていて、その時点における都市平泉の全体像をうかがわせてくれる絶好の史料になっている。

この注文については、長い間、重要視されることなく、放置されてきた。寺塔ならびに寺領の安堵を願うあまりに、住僧らによる潤色が過度に施されているのではないかと懸念によるものであったろうか。ところが、一九八八年、柳之御所遺跡の発掘・調査が始まった辺りを境にして、事情が一変した。考古学的な知見と文献史学のそれとの突合せが行われるようになるに連れて、注文に載せられた豊かな情報の確かさが浮き彫りにされ、研究者の熱い視線が寄せられるようになった。

よくよく考えてみれば、鎌倉殿の眼前に展開する都市景観に齟齬する記載があったはずがない。それがあったのでは、鎌倉殿の疑念を惹起して、安堵が叶わなくなってしまうのではないかと。それにつけても、注文の記載について、「頼朝の目に触れる寺塔については遺漏があるとは思われない」と、早くから、ただ一人、指摘していた石田一朗氏の慧眼には、敬服の念を禁じえない。

いまは、注文に依拠した平泉の都市論が真っ盛りである。まさしく、議論百出。百家争鳴。学問の進歩を、痛感せずにはいられない。

だが、問題点も、なきにしもあらず。短期間における議論の盛りあがりの反面において、じっくりと腰を据えた読み解きが疎かにされてきた。さもないと、読み説きをめぐり真摯な意見交換が等閑にされてきた。そのために、内外に混乱した印象を投げかけることになっている。という感想を打ち消すことができない。

したがって、今回は、それらの問題点について、主なものをピックアップして、みんなで考えてみることにしたい。これによって、平泉の都市論が、注文の着実な読み解きに依拠して、順当な進展を迎える機縁をかたちづくることができれば、さいわいである。

今回の報告内容について、主な項目を列挙するならば、つぎのようになるであろうか。

中尊寺一基塔と多宝寺(最初院) / その中間の関路とは / 金色堂の本来は / 毛越寺本尊薬師丈六制作の仏師、雲慶とは / 無量光院は宇治平等院の模倣か / 平泉館と国衡家・隆衡宅・忠衡家 / 高屋と車宿 / 寺塔已下注文と供養願文 / 供養願文伽藍(「鎮護国家大伽藍一区」)は、どこに?—

なかでも、寺塔已下注文と供養願文をめぐり問題には、相当の時間を充たさないわけに

はいかない。これまでは、注文に列挙された中尊寺境内の堂塔に、願文記載の伽藍が含まれていない。すなわち、注文の記載と願文のそれには、齟齬がある。とする解釈が大勢を占めてきた。そのために、願文伽藍は中尊寺のそれにはあらず、毛越寺にあり。とか、願文伽藍は、中尊寺にはあれども、注文の伽藍とは別次元の存在だった。さらには、願文そのものの信憑性に問題あり。とする見解がしめされてきた。それにたいして、両者の間に齟齬なしとする、石田氏に始まる解釈は、少数派に止まってきた。今回は、その少数派の解釈に従うべきことを、落ち着いて考えてみたい。

「近代フランスにおける居住空間の変遷」

中野 隆生氏

十九世紀初め～二十世紀半ば、フランスの居住空間がどのように変化したのか、三〇数枚のスライドを用いながら紹介し、その変遷の特質と意味について考察を試みた。ここで「居住空間」とは、日常生活が繰り広げられる空間の全体を意味し、もちろん住宅もそこに含まれる。

十九世紀における社会的エリート（貴族とブルジョワ）の住まいでは、玄関、廊下が設けられ、寝室など各部屋は独立していた。また、夫婦別々だった寝室が夫婦共同の一室となるなど、生活や価値観が変化すると間取りも変更された。他方、中規模の農場では作業の空間が大部分を占め、生活にかかわるのは居間と一～二寝室にすぎなかった。まして下層農民の住まいは一室住居である。エリートと農民では居住空間が異なる原理で編成されていたと思われる。

十九世紀中葉、第二帝政期の労働者向け住宅は、(一) 労働者の確保を最優先した長屋状住宅、(二) 社会主義者フーリエの思想に刺激された集合住宅、(三) 空間的な工夫を(一)に施した産業家による労働者住宅、とほぼ三つに分類できる。このうち(一)については空間的検討はとくに必要ではない。(二)の代表例は産業家ゴダンが建てたファミリステールで、フーリエの構想する集合住宅に忠実な共同体的性格の濃い集合住宅であった。多くの産業家に影響を与えた(三)のミュルーズ労働者都市では、労働者都市全体やその住宅の空間編成から、自律的な家族を育み労働者を規律化するという狙いが透けて見える。このころパリでは、皇帝ナポレオン三世の主導で都市改造が断行され、市域面積も二倍以上に増加したが、民衆向け住宅への政策的配慮はなかった。ただ、民衆の境遇に関心のある皇帝は、上記(二)のごときシテ・ナポレオンと、(三)に近いドメニル住宅の建設に力を貸した。二つの異質の住宅を援助したのであり、民衆向け住宅の空間編成が模索の途上にあったことを窺わせる。

民衆向け住宅のモデルが提示されるには、十九世紀末以降に出現する低廉住宅(HBM)を待たなければならない。一九〇九年竣工のプラーグ街集合住宅にその空間的特徴を尋ねれば、家族の完結性を高めて民衆の規律化を目論みつつも、民衆の生活習慣への不信から入浴や洗濯には共同施設の充実で対応し、住民への監視も絶やさな設計になっていた。同様の発想は一九二〇年代に郊外の劣悪な宅地分譲が急拡大するなか、イギリス風の考え方から刺激を受けて、郊外住宅のモデルとなる居住空間を具体化しようとした田園都市にも受け継がれた。しかし、一九三〇年ころから、イギリス的発想は後退して集合住宅の比重が高まった。他方で、浴室ないしシャワー室が付設されて、完結した家族向け住宅のモデルがほぼ確立した。また、ブルジョワ中下層からの要請にこたえ、上質な住戸を加えた複数(パリ市低廉住宅公社なら四種類)の住戸モデルの建設が現実化した。

第二次世界大戦の直後には、都市の周りにスラム街(貧民窟)がひろがり、住宅問題は

きわめて深刻化した。戦後復興から高度成長へつづく状況において、低廉住宅は低家賃住宅（HLM）と呼称を変え、また最低限の基準をクリアした低コスト住宅のモデルなど、幾多の提案がなされた。これらの動きの延長線上で大規模団地の建設が本格化し、やがてニュータウンの建設へと結びついた。

このように、近代フランスの居住空間は、様々な社会的条件に制約されながら、思想家、施主、建築家など、多様な「行為者（アクター）」の関与と交錯のなかで形成され変化をとげてきたのである。